

多摩地域ユース・プラザ運営等事業

実施方針〔業務要求水準書（案）・事業契約書（案）〕に関する質問への回答

平成26年5月23日

東京都

No	質問項目			該当箇所			該当項目	質問又は意見	回答	
	対象案	種類	タイトル	頁	番号					
01	実施方針	質問	施設の運営業務の範囲	2	第 1	1	(7)	選定事業者の業務の範囲	施設の運営業務として（ア）～（キ）の項目を掲載されていますが、施設利用がない利用者（例えば原っぱを公園のように利用）への施設開放についてはどのように考えているか。 また、施設開放した際の業務範囲に関してはどのようなものが想定されるのか。	原っぱ等の施設を開放する場合についても、本件施設の提供業務の一部と考えます。 その際の事業者の業務範囲に関しては、業務要求水準書（案）において施設提供業務として規定しているとおり、利用者が本件施設を安全かつ快適に利用するために必要な業務を想定しています。
02	実施方針	質問	リスク分担	16	別紙 1			リスク分担保	事業終了時の移管手続について、都へ運営移管するための諸経費が選定事業者負担となっていますが、どのような経費を想定されているのでしょうか。	事業契約書（案）第 56 条（本件施設の返還）に規定している本件施設の返還に当たり要する費用を想定しています。
03	業務要求水準書（案）	質問	活動施設の利用時間について	10	第 4	2	(2)	開館時間等	活動施設の利用時間は原則 9：00～22：00とすることが明記され、時間外の提供についても事業者の判断により可能とされているが、利用の終了時間を早めることは可能であるか。	原則として、9：00～22：00としている文化・学習施設及びスポーツ施設の利用の終了時間を早めることはできません。

No	質問項目			該当箇所			該当項目	質問又は意見	回答	
	対象案	種類	タイトル	頁	番号					
04	業務要求水準書（案）	質問	規則違反への対応	14	第4	2	(2)	規則、様式の整備	施設、備品等の破損について当事者が特定出来なかった場合、その負担は都、事業者のどちらの負担となるのでしょうか。	事業期間中に必要となる修繕費、備品更新費の負担については事業者のリスクとしています。そのため、施設、備品等の破損について当事者が特定できなかった場合、当該負担は事業者の負担とします。
05	業務要求水準書（案）	質問	計画修繕	24	第5	1	(2)	計画修繕	計画修繕業務（設備機器の更新等）のプラン作成は事業期間終了後も施設運営継続が可能となるように考慮とあるが、どれくらいの期間を見込めば良いのか。 また、費用算出する際には10年以上の運営を見込んだものとするべきなのか。	計画修繕業務のプラン作成に当たっては、各設備機器等の耐用年数を考慮し費用を算出してください。 また、費用算出する際、11年目以降の費用を見込む必要はありません。
06	業務要求水準書（案）	質問	計画修繕の概要	54	別紙8			本事業で必要な計画修繕の概要	本事業で必要な計画修繕の概要が別紙8に記載されているが、どこまでが計画修繕の範囲で経常的な修繕との区別はどのように考えているのか。	業務要求水準書（案）における「経常修繕」及び「計画修繕」に関する記載のとおりです。

No	質問項目			該当箇所			該当項目	質問又は意見	回答
	対象案	種類	タイトル	頁	番号				
07	事業契約書 (案)	質問	不可抗力	11	第31条		不可抗力による損害	不可抗力による損害に係る追加費用は事業者が負担することになっているが、実施方針の別紙1によるリスク分担表では都側が主分担で事業者が従分担となっている。整合性がないように思われるがどのように考えているのか。	本事業における不可抗力に関するリスク分担は、実施方針の別紙1のとおり、都側が主分担で事業者が従分担と考えます。 ただし、民間提案事業では、不可抗力のリスクも事業者の負担するものと考えており、事業契約書(案)第31条で、民間提案事業における場合の不可抗力のリスクを規定しています。